

# 選挙運動のアルバイトについて！！

## 要注意

公職選挙法に抵触するアルバイトに大学生が従事し、逮捕・書類送検されることがあります。「選挙応援」と求人内容に明記されない場合でも、特定の候補者の選挙応援に従事し、報酬を受取っただけで公選法違反となるので注意してください。

① 選挙応援は**無償ボランティア**が原則です。  
車上におけるウグイス嬢など予め定められた業務に従事する人の氏名を選挙管理委員会に登録することにより報酬を受取ることが認められる場合がありますが、これ以外は公職選挙法第221条の「被買収の罪」に該当します。例え選挙公示前の活動であっても、違反となります。

② 公職選挙法に定められた範囲内で交通費や弁当などを受取ることはできます。

